

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

目 次

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会	1
2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会	4
3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会	8
4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会	12
5 厚生労働行政に対する信頼の回復	14

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

65歳までの継続雇用の着実な推進、65歳以上の高齢者への雇用支援策の拡充、多様な就業による生きがい対策の推進等により、知恵と経験豊かな意欲のある高齢者がいくつになっても働ける社会を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔高齢者雇用安定法における企業の雇用確保の対象年齢の引上げ措置の定着〕《厚生労働省》

○対象年齢引上げに向けたハローワークによる指導の徹底及び中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援

〔定年後の処遇体系の見直しの促進〕《厚生労働省》

○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援

〔雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充〕《厚生労働省》

○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援

〔「70歳まで働ける企業」支援の拡充〕《厚生労働省》

○先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援

〔テレワークの普及・促進〕《総務省、厚生労働省、国土交通省》

○高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するため、テレワークの普及促進の実施

〔高齢者の知識・経験を生かした就業・起業支援〕《経済産業省、厚生労働省》

○経験の豊かな企業のOBと中小企業等とのマッチングの推進、団塊世代等の高齢者を対象とした再就職支援や起業支援へのワンストップサービスの実施等

〔シルバー人材センター事業の充実〕《厚生労働省》

○生活圏域内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等

〔ふれあい広場(仮称)事業の推進〕《厚生労働省》

○空き教室等身近な地域資源を活用した、地域の高齢者が集い、それぞれの得意分野を生かした地域貢献と相互交流を促進する拠点づくり

【21年度税制改正要望を予定】

〔高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討〕《厚生労働省》

○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等〔所得税・法人税等〕

【制度的な見直しを検討】

〔意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討〕《厚生労働省》

○高齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直しの検討

※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔募集・採用における年齢差別禁止の徹底〕《厚生労働省》

○都道府県労働局・ハローワークにおける指導等の徹底

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

在宅での医療サービスの提供、介護との連携、地域コミュニティでの生活支援に係る体制の整備と人材の確保を進め、療養や介護が必要な状態でも住み慣れた地域や家庭で質の高い生活が送れるよう、あるべき医療・介護・福祉サービスの全体的な姿を明らかにし、その実現に向けた取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》

○切れ目のない療養を支援するためのネットワークの構築、広域対応型訪問看護ネットワークセンターの設置、居宅での緩和ケアに関する専門研修の実施等在宅医療を担う人材の養成

〔認知症の方が安心して生活することができるための対策の推進〕《厚生労働省》

○認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、認知症介護の専門家等が対応するコールセンターの整備など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高めるための総合的な取組を行うプロジェクトの推進

〔介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援〕《厚生労働省》

○介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化

○介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所に対する支援

〔福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進〕《厚生労働省》

○新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援

〔地域のつながりにより表面化しにくい生活上の様々な課題を早期発見し支援する体制づくり〕

《厚生労働省》

○孤立死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくり等

〔低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進〕《国土交通省》

○低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の供給を促進

〔ケア付き住宅の整備促進〕《国土交通省、厚生労働省》

○高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備(安心住空間創出プロジェクト)とケア付き住宅の整備を促進

〔地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進〕《経済産業省》

○ソーシャルビジネスの普及やソーシャルビジネスを担う人材の育成、ノウハウの他地域への移転の支援等

【制度的な見直しを検討】

〔高齢者の居住の安定確保〕《国土交通省、厚生労働省》

○自治体による計画の策定など、高齢者の居住の安定確保に必要な措置を講ずるための法整備を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す

【20年度中に検討】

〔「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定〕《厚生労働省》

○認知症や1人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、重介護や医療ニーズを抱えた高齢者の地域での生活を支える医療、介護サービスの一体的提供(地域包括ケア)の実現等の課題に対し、あるべき地域のケアの姿を提示(20年中)

〔介護報酬等の見直し〕《厚生労働省》

○サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

【20年度中に対応を検討】

〔介護予防の効果的な推進〕《厚生労働省》

○介護予防サービスによる高齢者の心身の状態及び活動状況等の変化並びに費用対効果の分析、その結果を踏まえた効果的な介護予防の展開の検討

〔地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援〕《総務省》

○地域によって異なるコミュニティの機能・役割に応じた連携・協力の「場」についての調査・研究と今後の施策の方向性の検討

〔地域ケア体制の計画的な整備の推進〕《厚生労働省》

○地域に必要な医療療養病床の確保を図りつつ、療養病床の転換を円滑に進め、地域ケア体制整備構想及び第4期介護保険事業（支援）計画に基づく地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、介護療養型老人保健施設の経営や入所者の実態について調査を行い、必要に応じて介護報酬を適宜見直すなど必要な支援策の検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔有料老人ホームやケアハウス整備の促進〕《厚生労働省》

○地域介護・福祉空間整備交付金等を活用した、学校等の余剰公共施設の転用による民活型でのケアハウス等の整備促進

〔介護従事者のキャリアアップと事務負担の軽減〕《厚生労働省》

○介護従事者のやりがいを高めるための研修の確保等キャリアアップの仕組みの構築
○事務手続・書類の削減・簡素化

〔福祉用具の開発の推進〕《厚生労働省、経済産業省》

○研究開発助成の充実による福祉用具の実用化・商品化の促進

③その他

〔確定拠出年金制度の見直し〕《厚生労働省、経済産業省》

○掛金拠出年齢上限（企業型）を60歳から65歳に引き上げるため、継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指す
○拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における従業員による掛金拠出（マッチング拠出）の導入、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大（21年度税制改正要望予定）

〔リバースモーゲージの普及促進〕《国土交通省》

○民間金融機関によるリバースモーゲージ（住宅改良資金融資）に対し、住宅金融支援機構による融資保険制度の適用を拡充（21年度概算要求予定）

〔高齢者等の住み替え支援〕《国土交通省》

○高齢者等の住み替え支援（高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸し、高齢者等は高齢期に適した住まいへの住み替え等を行う）について、モデル事業（18～20年度）の成果の提供と住み替え支援の普及
○住宅金融支援機構による証券化支援事業（フラット35）の拡充（住み替え先の住宅の建設・購入資金への融資に係る要件緩和等）（20年度に措置）

〔高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等〕《厚生労働省》

○長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会の決定（20年6月）に基づく、保険料の軽減対策や年金からの保険料支払いの見直し（口座振替への切り替え）等の着実な実施（20年末までに検討）及び今後の与党における検討を踏まえた対応

〔高額療養費の現物給付化及び高額医療・高額介護合算制度の周知〕《厚生労働省》

○20年度より設けられた高額医療・高額介護合算制度、19年度から70歳未満の方に拡大された入院等に係る高額療養費の現物給付化について周知

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

地域の医療機関の連携、消防機関との連携や患者・家族等地域住民の協力により、救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療を地域全体で支え、確保するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔救急医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》

- 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

〔救急医療の充実〕《厚生労働省、総務省》

- 救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援の創設
- 小児初期救急センターや救急医療支援センターの運営に対する支援の創設
- 三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充等

〔管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成〕《厚生労働省》

- 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制の整備

〔救急医療機関での受入れを確実なものとする支援策の実施〕《厚生労働省》

- 診療所医師の活用による第二次救急医療機関への支援等

〔医療機関と消防機関の連携強化〕《厚生労働省、総務省》

- 救急医療機関等への患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入医療体制についての実態調査の実施及び調査結果のメディカルコントロール協議会における検証の実施

〔夜間・救急医療の利用の適正化〕《厚生労働省》

- 軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化、救急車の適切な利用に関する普及啓発等

〔産科医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》

- 地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

〔産科・小児科医療の確保〕《厚生労働省》

- 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設のための支援、出生数の少ない地域における産科医療機関に対する支援等
- 産科医療補償制度の創設と運営(2-④に再掲)

〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》(1-②の再掲)

【20年度中に対応を検討】

〔公立病院に関する財政措置のあり方等の検討〕《総務省》

- 「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」における不採算地区病院、産科・小児科医療等に関する財政措置の検討と地方財政措置への反映

〔公立病院改革の推進〕《総務省》

- 各地方公共団体における経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定と実施

②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足に対して講ずべき対策

限られた医療資源を有効に活用するよう地域の医療機関が協力しそれぞれの得意分野を活かし、地域全体で完結する「地域完結型医療」を推進するとともに、医師養成数の増加や臨床研修制度の見直し等により、医師不足問題に対して的確に対応する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定等)】

〔医療連携ネットワークの構築〕《厚生労働省、文部科学省、総務省》

- がん、脳卒中、救急医療など医療計画に定められた4疾病5事業に係る地域レベルでの医療連携体制の推進、国立高度専門医療センターの独法化及び都道府県の中核的な医療機関等との連携の推進等

〔臨床研修制度の見直し〕《厚生労働省》

- 研修医の受入数の適正化を図るための臨床研修病院の指定基準の改正、医師不足が深刻な地域や産科・小児科・救急医療などへの貢献等を行う臨床研修病院等の積極的な評価等

〔大学の医学教育環境の整備〕《文部科学省》

- 医師養成数の増加に伴う教育環境(学生の実習環境や指導体制等)の整備のための支援
- 大学病院が医師、コメディカルスタッフの養成機能を強化するための方策の充実
- 地域医療に貢献する大学への支援

〔診療科間・地域間のバランス改善〕《厚生労働省、文部科学省、総務省》

- 診療科間・地域間のバランス改善のための具体的方策の検討

〔医師確保困難地域への医師派遣〕《厚生労働省》

- 地域の医療機関の協力による医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援

〔へき地医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》

- へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

【20年度中に対応を検討】

〔医師養成数の増加〕《厚生労働省、文部科学省》

- 医師養成数の過去最大程度までの増員についての具体的な方策の検討と新しい医師養成の在り方に関する検討の実施

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔診療科間のバランス改善〕《厚生労働省》

- 医療法配置標準の見直し
- 麻酔科標榜制度の見直しの検討

③勤務医・看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

勤務形態の多様化、本来業務に専念できる体制の構築を通じて、勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減を図るとともに、特に業務負担の多い勤務医等に対する支援、離職防止・復職支援を進め、勤務医の過重な労働の緩和を図る。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減〕《厚生労働省》

○短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等を導入する病院に対する支援

〔勤務医等が本来の業務に専念できる体制の構築〕《厚生労働省》

○メディカルクラークの普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進

○医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成

○院内助産所及び助産師外来開設の支援

〔特に業務負担の多い勤務医等に対する支援〕《厚生労働省》

○夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設、救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援(再掲)

〔女性医師・看護師等の離職防止・復職支援〕《厚生労働省》

○短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制を導入する病院への支援(再掲)

○医療機関に勤務する女性医師等の乳幼児の保育に対する支援

④上記①から③を実施するために必要な環境整備(診療報酬体系の見直しや医療経営の近代化等)

【制度的な見直しの検討等】

〔医療リスクに対する支援体制の整備〕《厚生労働省》

○産科医療補償制度の創設(21年1月)と運営

○医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出

○裁判外紛争解決制度の活用の促進、医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成(再掲)、医療事故情報収集の充実等

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔医療のIT化〕《総務省、厚生労働省》

○レセプトオンライン化、電子カルテ導入等の医療分野のIT化の推進、地域医療充実のための遠隔医療への支援

〔地域医療情報連携システムの実証事業の実施〕《経済産業省》

○医療機関と行政機関の情報共有により共同で妊婦を見守る仕組み(妊婦モバイル支援システム等)の検討

【次期診療報酬改定に向けての検討(21年度中)】

〔診療報酬の見直しの検討〕《厚生労働省》

○サービス提供体制の改革と地域医療の確保等のために必要な診療報酬の見直しの検討

⑤医療従事者と患者・家族の協働の推進、安全対策と研究開発の推進等

医療従事者と患者・家族の相互理解を深め、両者の協働を推進し、国民みんなで支える質の高い医療の実現に資する。また、難病に対する研究を推進するとともに、医薬品等の安全対策と研究開発を推進する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成〕《厚生労働省》(2-④の再掲)

〔難病に対する研究の推進〕《厚生労働省》

- ・ ○難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大

〔医薬品等の安全対策の充実・強化〕《厚生労働省》

- 医薬品等の安全対策の充実・強化による健康被害の再発防止

〔革新的医薬品・医療機器の研究開発の推進〕《厚生労働省、文部科学省、経済産業省》

- 医薬品・医療機器等の開発に係る研究資金等の重点化

〔健康であり続けるための医療技術・福祉機器開発等〕《厚生労働省、経済産業省》

- アルツハイマー病診断技術、高齢者転倒防護装置の開発に向けた研究等の推進

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔医療従事者と患者・家族の協働の推進〕《厚生労働省》

- 救急医療の利用、妊婦健診の適切な受診等についての普及啓発

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実のかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができる社会を実現する「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間^(※)の取組を推進するほか、様々な家庭における子育てを支える社会的基盤の整備を推進する。

(※)集中重点期間(平成20～22年度)の目標

1 保育サービス

○顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26% (※10年間で20%→38%)に引き上げる。

2 放課後児童クラブ

○放課後児童クラブについても、その提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを目指し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。

※これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要(そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当)

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅰ) ～認定こども園の抜本的改革》

【21年度における当面の対応(概算要求予定)】

〔「こども交付金」の創設等〕《厚生労働省、文部科学省》

○集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討

○国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進

【制度的な見直しを検討】

〔認定こども園の制度改革〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

○地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえた認定こども園の制度改革に向けた検討(平成20年度中に結論を得る)

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔二重行政の解消〕《厚生労働省、文部科学省》

○会計処理、監査事務の簡素化、制度の普及啓発を図るガイドライン整備等の運用改善策のとりまとめ・推進による二重行政の解消

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ～保育サービス等の充実》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした重点支援〕《厚生労働省、内閣府》

○従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策(20年度中の対応も検討)等の実施

〔保育サービスの提供手段の多様化〕《厚生労働省、文部科学省》

- 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充、事業所内保育施設の地域への開放・助成期間の見直し
- 事業所内保育施設や自治体単独の保育施設等を活用した休日・夜間保育の促進
- NPO等の多様な主体による地域子育て支援・一時預かりの支援・奨励
- 幼稚園における預かり保育等の支援・奨励

〔延長保育の充実〕《厚生労働省》

- 保育所の開所時間の延長の促進

〔病児・病後児保育の充実等〕《厚生労働省》

- 病児・病後児保育の実施箇所の増加、保育所への看護師の配置の推進
- ファミリー・サポート・センターの機能強化(病児・病後児の預かり等)

〔保育の質の向上〕《厚生労働省》

- 保育士資格保有者の再就職支援のための研修等の実施

〔「放課後子どもプラン」の推進〕《厚生労働省、文部科学省》

- 「放課後子どもプラン」等に基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進

〔放課後児童クラブの質の改善〕《厚生労働省》

- 大規模クラブの解消、開設時間の延長等

【制度的な見直しを検討】

〔家庭的保育(保育ママ)の制度化〕《厚生労働省》

- 家庭的保育(保育ママ)の制度化について、児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔「放課後子どもプラン」の更なる一本化〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

- 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の更なる一本化の方向での改善策の検討

〔子育てサービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 保育所入所決定時期の早期化を図る予約制の導入により年度当初以外の入所を可能とする等利用者の立場に立った取組の推進
- 放課後児童クラブの先進的な取組事例の収集・周知

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔一時預かり事業等の拡充〕《厚生労働省》

- 地域密着型の一時的預かり事業、地域子育て支援事業の拡充
- 生後4か月までの全戸訪問事業等の全市町村での実施の推進

〔子ども一人一人の子育て支援〕《厚生労働省》

- 子ども一人一人の子育て支援をコーディネートする支援員の養成
- 地域子育て支援拠点の活用による地域ぐるみの子育て支援の促進

〔社会的養護体制等の拡充〕《厚生労働省》

- 児童養護施設の小規模化、一時保護所を含めた児童相談所の体制強化等の推進

〔発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 発達障害者個々人に応じた支援計画の実施状況の調査や評価等を実施する事業を拡充

〔地域における家庭教育支援基盤の形成〕《文部科学省》

- 「家庭教育支援チーム」の設置による、家庭教育支援基盤形成の促進

【制度的な見直しを検討】

〔各種子育て支援事業の制度化等〕《厚生労働省》

- 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、生後4か月までの全戸訪問事業、ファミリーホーム事業(虐待を受けた子ども等を養育者の住居で養育する事業)の制度化、子どもを守る地域ネットワークの機能強化等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔障害児支援・発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 障害の早期発見・支援、卒業後の就労や地域生活に向けた支援、障害児施設の在り方などについて見直し
- 発達障害者支援の専門的人材の養成、個々人に応じた支援計画の作成等の支援提供体制の整備、児童思春期精神科医療の実地研修実施等による充実

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔子育て支援サービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 地域子育て支援拠点事業の啓発パンフレットの作成・配布、多様な主体の参画の促進

〔商店街におけるサービス〕《経済産業省》

- 商店街振興組合等による空き店舗を活用した高齢者と子どもが触れあう育児施設等の設置・運営への支援

〔子どもの事故防止〕《経済産業省》

- 子どもの事故情報の収集・分析等により事故防止対策を図る「安全知識循環型社会構築事業」の推進

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔保育料等の軽減〕《文部科学省》

- 幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
- 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

〔教育費負担の軽減〕《文部科学省》

- 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業の推進
- 私立の高等学校等における経済的理由から授業料の納付が困難な者に対する授業料減免への支援
- 家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置を検討

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充

【20年末までに対応を検討】

〔保育料の軽減〕《厚生労働省》

- 保育所における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

【制度的な見直しによる対応を検討】

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 子の看護休暇制度を子どもの人数に配慮したものとする等の育児・介護休業法の見直しの検討を進め、必要な措置を講ずる

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔兄弟姉妹のいる家庭が利用しやすいサービスの工夫〕《厚生労働省》

- 地域の事情にも配慮した兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所の推進
- 保育所等を活用した放課後児童対策の奨励

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 大規模公営住宅団地の建て替え時の保育所等の併設の促進、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトの推進
- 高齢者等の住み替え支援制度を通じ、高齢者等が所有する住宅を子育て世帯へ供給する取組を支援(再掲)
- UR賃貸住宅における子育て世帯とその支援世帯の近居が可能となるような優遇措置の実施
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業(フラット35)における親子リレー返済制度の推進

〔その他〕《内閣府、警察庁》

- 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰において、兄弟姉妹のいる世帯への支援に関する視点を考慮
- 安全性に配慮した幼児2人を同乗させることができる自転車の要件、開発可能性等の検討

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

【税制改正の動向を踏まえ検討】

〔包括的な次世代育成支援の枠組みの検討〕《厚生労働省》

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

【平成20年中に対応】

〔保育サービスの規制改革〕《厚生労働省》

- 子どもの福祉への配慮を前提に利用者の立場に立って検討し、平成20年内に結論

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕《文部科学省》

- 小・中学校の学習指導要領の改訂（平成20年3月）を踏まえ、社会保障に関する理解を深めるための取組を推進

②仕事と生活の調和の実現

子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法等の見直しの検討等を行う。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

〔「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等〕《内閣府》

- シンボルマーク、キャッチフレーズ、各種シンポジウム等の啓発イベントの有機的な連携による官民一体の国民運動の展開

〔仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援〕《厚生労働省》

- 企業に対する相談・助言を行うアドバイザーの養成支援

〔業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定〕《厚生労働省》

- 所定外労働時間が長い業種、年休消化率の低い業種について、業界団体において、業種特性を踏まえたプランの策定とその普及促進

〔仕事と生活の調和を推進する都市〕《厚生労働省》

- 仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援

〔「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」（仮称）の構築〕《内閣府》

- 仕事と生活の調和に取り組む企業の社会的評価の向上を図るため、関係府省からの情報提供と企業間の情報交換ができるネットワークの構築

【制度的な見直しを検討】

〔次世代法による企業の次世代育成支援対策の促進〕《厚生労働省》

- 中小企業における一般事業主行動計画の策定の促進等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔中小企業への支援〕《経済産業省》

- 中小企業における事業所内託児施設の整備に必要な資金の融資
- 「仕事と生活の調和」に対応した経営の先進事例の調査と成果の普及を通じた中小企業経営者の意識喚起

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

フリーター等の若者が早急に安定した職業に就くことができるようにし、また、パートタイム労働者や有期契約労働者等の正社員化を含む待遇の改善や、社会保険の適用拡大を図ること等により、これらの者の将来にわたる安定した雇用・生活を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔フリーター等正規雇用化プラン(仮称)の推進〕《厚生労働省》

- 年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点に、トライアル雇用制度の活用等による就職促進、職場定着までの一貫した就職支援を集中的に実施
- 年長フリーターの職業意欲の喚起、中小企業等とのマッチングの促進、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進

〔パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進等〕《厚生労働省》

- 助言指導等による均衡待遇の確保や正社員化に取り組む事業主への支援、短時間正社員制度の導入支援

〔有期契約労働者の正社員化等の支援〕《厚生労働省》

- 正社員化への支援に加え、フルタイムの有期契約労働者に、正社員と共通の処遇制度等の導入を行う中小企業に対する支援
- 有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを活用した相談・指導等の実施

〔住居喪失不安定就労者就労支援事業の推進〕《厚生労働省》

- 住居喪失不安定就労者(インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等)に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援の実施

【制度的な見直しを検討】

〔非正規労働者に対する社会保険の適用拡大〕《厚生労働省》

- 継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

非正規労働者やニート等が必要な職業能力を身に付け、安定した職業に就くことにより自立をし、安心して働き、生活できるようにするための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔ジョブ・カード制度の整備・充実〕《厚生労働省》

○ジョブ・カード制度(キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み)の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援

〔ニート等の自立支援の充実〕《厚生労働省》

○地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等への支援を強化

○若者自立塾の訓練メニューの多様化

〔サービス産業能力評価システムの構築〕《経済産業省》

○人材の流動性の高いサービス産業において、業界、業種横断的に必要とされるスキルやノウハウを明確化し能力評価の仕組みを整備

〔キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発〕《経済産業省》

○キャリア教育民間コーディネーター育成のための研修プログラムの開発等コーディネーターの質と量を確保するための基盤の構築

〔地域における人材力の向上を通じた企業立地の促進〕《経済産業省》

○誘致対象産業のニーズを踏まえた地域の人材養成に対する支援

〔地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進〕《経済産業省》(1-②の再掲)

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

〔労働者派遣法制の見直し等〕《厚生労働省》

○派遣で働く労働者が安心・納得して働くことができるよう、日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇の改善を図るための労働者派遣法制の見直しを検討し、臨時国会への法案提出を目指す

○偽装請負・違法派遣の一掃のための指導監督の徹底

○ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定した就職に向けての支援、職場定着指導の実施

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

〔国民の目線に立った厚生労働行政の総点検〕《厚生労働省》

- 厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会（仮称）を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- 懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任（行政の適正化）
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など（行政の正確性・効率性）
- ・問題解決型組織への転換など（行政の危機管理能力）

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化